



せいかつ ほ ご 生活保護のしおり



このしおりは、せいかつ ほ ご せいど せつめい
生活保護の制度について説明したものです。

わからないことや、そうだん かの かがる ふくしせいさくか こえ
相談のある方は、お気軽に福祉政策課までお声かけください。

でんわ と あ かのう
電話によるお問い合わせも可能です。

せき し しゃ かい ふく し じ む しょ
関市社会福祉事務所

せき しやくしょ みなみちようしゃ かい ふくしせいさくか ほごかかり
関市役所 南庁舎1階 福祉政策課 保護係

1. 生活保護とは



にほんこくけんぽうだい じょう ことくみん けんこう ぶんかてき
日本国憲法第25条には「すべての国民は健康で文化的な
さいていげんど せいかつ いとな けんり ゆう りねん さだ
最低限度の生活を営む権利を有する」という理念が定められて
います。生活保護は、この理念に基づき、生活に困っている人
さいていげんど せいかつ ほしょう ひと じぶん ちから
に最低限度の生活を保障するとともに、その人が自分の力で
せいかつ しえん もくてき せいど
生活していけるよう支援することを目的とした制度です。

2. 生活にお困りになったら（相談）



わたくし いっしょう あいだ びょうき こうれい しごと せいけい
私たちの一生の間には、病気や高齢で仕事ができなくなったり、生計の
ちゅうしんしゅ な じこ じじょう せいかつ くる
中心者が亡くなったり事故にあったりするなど、いろいろな事情で生活が苦し
くなってどうにもならなくなることがあります。生活保護を利用したいと思っ
ら、福祉事務所に相談してください。相談時には、生活状況や資産状況、ご
しんぞく こうりゅうじょうきょう かくにん ぷぷん
親族との交流状況などを確認させていただきます。プライベートな部分もあ
るため、お話は可能な範囲で構いませんので、お気軽にご相談ください。相談
せいかつ ほ ご せいど くわ せつめい き せいかつ ほ ご りょう ひつよう
の中で、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護の利用が必要な
ばあい しんせい
場合には申請をしてください。

3. 生活保護を申請されると（調査、制度のしくみなど）



(1) 資産について

生活保護の申請をされますと、銀行や保険会社などに資産調査を行います。

預貯金、有価証券、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属などの資産がある場合には、原則として活用したり処分したりして、生活費にあてていただくこととなります。

ただし、居住用の土地家屋や、個別の事情により自動車の保有が認められる場合もありますのでご相談ください。

(2) 稼働能力について

働ける人は、自分の能力に応じて働く必要があります。

(3) 扶養について

親や子ども、兄弟らとよく話し合い、できるかぎりの援助を受ける努力をしてください。（援助可能な親族がいることによって、生活保護が利用できなくなるものではありません。）

(4) 他制度の活用について

年金や手当、保険など、他の法律や制度で受けられる援助がある場合は、それを先に受けてください。

(5) 生活保護のしくみ

さまざまな調査をしたあと、生活保護の利用ができるかどうかの審査を行います。

審査にあたっては、国が定めた最低生活費（世帯単位）と世帯の収入を比較して判定します。下の図のように最低生活費に対して世帯の収入が不足する

場合には生活保護を利用し、不足部分を補います。世帯の収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません。



※ 保護費は、世帯員の年齢や人数、その世帯の収入額、冬季の暖房費、家賃額などで決定されますので、常に一定のものではありません。

※ 働いて得た収入からは、基礎控除や未成年者控除、その他の必要経費などの控除が認められています。また、高校生のアルバイト収入のうち、早期自立に充てられると認められたものは収入として認定しない取扱いができます。

4. 生活保護が始まったら（利用開始）



(1) 生活保護の種類（扶助）

生活保護にはつぎの8つの種類（扶助といいます）があり、その世帯の状況に応じて受けられることになっています。

- ① 生活扶助（食料費・衣料費・光熱水費など、日常生活に必要な費用）
- ② 住宅扶助（家賃・地代・家屋の修理などの費用）
- ③ 教育扶助（義務教育に必要な学用品・給食費などの費用）
- ④ 介護扶助（介護保険によるサービスを受けるために必要な費用）
- ⑤ 医療扶助（病気やけがの治療に必要な費用）
- ⑥ 出産扶助（出産に必要な費用）
- ⑦ 生業扶助（高等学校にかかる費用や就職するために必要となる技能、資格習得にかかる費用）
- ⑧ 葬祭扶助（親族の埋火葬を行うために必要な費用 ※）

※ ひとり暮らしの生活保護利用者が亡くなった場合には、葬祭扶助は適用されません。

(2) 保護費の支給

- ① 保護費は原則として毎月5日（土日祝日のときはその前日）にお支払いします。
- ② 保護費として受け取ったお金は、税金がかかったり差し押さえられたりすることはありません。
- ③ 生活保護の変更などは文書でお知らせしますが、決定した保護の内容に不服がある場合は、その決定を知った翌日から起算して、3ヶ月以内に県知事に対して審査請求することができます。

5. 生活保護を利用する方の義務



- (1) 家族のなかで働ける人はその能力に応じて働き、少しでも収入を増やすように努力してください。病気やケガで働けない人は、医師の意見に従って、早く元気な体になるよう療養してください。
- (2) 保護費は支給目的のために使い、光熱水費などの滞納がないようにしてください。また、生活費のムダをなくし、生活の維持向上に努めてください。
- (3) ケースワーカーから生活保護実施のために必要な指導や指示を受けた時は、必ず従ってください。また、必要な訪問、調査は拒否しないでください。
- (4) 生活保護中の金銭の借入れは原則として認められません。ただし、奨学金等の貸付金は認められる場合もありますので事前に相談してください。
- (5) 年に1回、現金、預金、動産、不動産等の資産に関する申告書を提出していただく必要があります。
- (6) 収入に変化があったときは、必ず申告してください。
 - ① 給料や賞与、内職などの収入があったとき。
 - ② 年金や恩給、雇用保険などの収入があったとき。
 - ③ 生命保険の入院給付金や解約返戻金、交通事故の慰謝料、補償金などがあつたとき。
 - ④ 相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき。
 - ⑤ 資産の売却収入があったとき。
 - ⑥ その他収入があったとき。(あらゆる収入について申告が必要です)

(7) 世帯の状況に変化があったときは必ず報告してください。

① 就職や離職、内職の変更があったとき。

② 世帯員の転入転出、結婚、妊娠、出生、死亡、入退学、休学、卒業などがあったとき。

③ 長期間留守にするとき。

④ 家賃や地代が変更されるとき。

⑤ その他生活状況に変化があるとき。

(8) 病気になったり介護が必要になったときは必ず報告してください。

① 病院で受診するときは事前に連絡してください（急病などのときは、先に受診されてもかまいませんが、後日、速やかに連絡してください。）

② 介護保険による介護サービスを利用されるときは、事前に連絡してください。

③ 入院、退院をされたときは連絡してください。

④ 同じ病気で2つ以上の病院にかかることがないようにしてください。

⑤ 医師の指導に従って治療に努め、自分勝手に治療を中断したり、転院したりしないでください。

⑥ 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）を認めていない場合を除き、後発医薬品を使用してください。

⑦ 健康な場合でも、年に一度は健康診査を受けてください。



6. 保護費を返してもらうこともあります

(1) 資産がありながら保護を受けた場合

さし迫った事情のため資産があるにもかかわらず保護を受けたとき、年金・

手当などを溯って受給したときなどは、原則として、その収入の範囲内で

保護費を返還していただくことになります。

(2) 不正に保護を受けた場合

収入があるのに申告しなかったり、ウソの申告をして不正に保護を受けたり

したときは、保護費全部を返還していただきます。また、このときには、懲役

または罰金に処せられることがあります。

7. 民生委員とケースワーカー

【民生委員】

民生委員は、福祉事務所と保護を受ける方との橋渡し役を担っています。それぞれの地域で困っている人たちなどの相談に応じています。

【ケースワーカー（地区担当員）】

ケースワーカーは、家庭訪問などをして、生活状況の確認や保護の決定に必要な調査を行う市役所福祉政策課の職員です。困ったことや、わからないことがあれば遠慮なく相談してください。



